

◎新潟県告示第369号

新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）第60条第1項の規定による自動車税の税率の特例の適用を受ける自動車は、次のとおりとし、平成27年4月1日から施行する。

なお、平成22年3月新潟県告示第378号（自動車税の税率の特例の適用を受ける自動車）は、平成27年3月31日限り廃止する。

平成27年3月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

適用区分	適用を受ける自動車の主たる定置場	適用年度
第1号の適用を受ける自動車	妙高市大字赤倉字一本木586番5 妙高市大字杉野沢字西野3178番地406	平成13年度分から 平成15年度分から